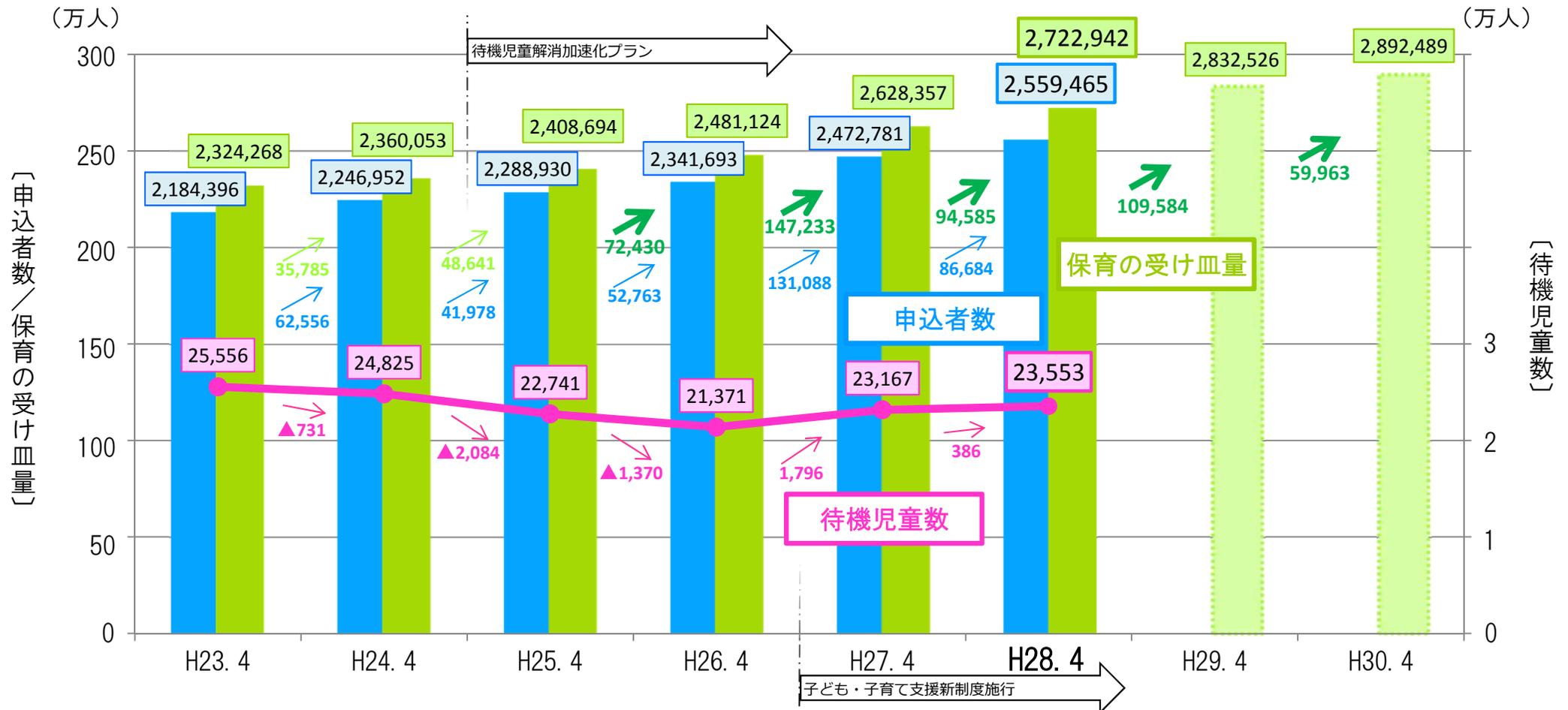


# 待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について

(平成28年9月2日公表)

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25～27年度で、申込者数を上回る保育の受け皿整備（31.4万人分）を実施。
- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約45.6万人分）を約2.7万人分上回る見込みとなっている。
- さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業による受け皿拡大見込約5万人分と合わせると、平成25～29年度までの5年間の合計は、約50万人分から約53万人分に拡大する見込み。
- 一方、平成28年度の保育所等申込者数は、約256万人で、昨年度と比較して増加（約8.6万人増）。
- 平成28年4月時点の待機児童数は、23,553人で、昨年度と比較して増加（386人増）。



# 待機児童解消加速化プランの状況

## ◆ 保育拡大量の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 219,663人)		(計 264,132人)			

(H25～27年度3か年計 **314,248人**)

\* 平成28年度、29年度の保育拡大量は、平成28年5月31日時点で把握した各市区町村における実績見込み。

## ◆ 平成27年度の保育拡大量

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業の いわゆる保育室	その他	合計
▲ 13,929	87,152	5,528	299	16,101	124	2,039	17	▲ 3,114	368	94,585

\* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

## ◆ 平成28年4月1日の保育の受け入れ枠

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業の いわゆる保育室	その他	合計
2,248,716	273,454	26,516	3,197	41,620	4,404	6,270	33	45,062	73,670	2,722,942

\* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

# 待機児童の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,355）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（\*）に多く見られる状況にあり、全体の74.3%（待機児童数17,501人）を占めている。  
（\*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市）
- 自治体の積極的な保育の受け皿整備により、昨年度より、待機児童が減少したところが見られる（193市区町村）  
一方、都市部の一部の市区のように、申込者数の増加が受け皿拡大分を上回り、待機児童が増加したところ（232市区町村）も見られる。

## ●待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

### 1. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28. 4. 1	H27. 4. 1	減少数	対前年増加数	増加率
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422	1,548	16.1%
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397	1,555	8.6%
3	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206	3,012	19.7%
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193	1,245	11.1%
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178	304	13.2%
6	東京都	葛飾区	106	252	▲ 146	598	6.3%
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134	305	3.5%
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123	348	4.5%
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112	526	13.9%
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110	780	15.7%
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107	306	3.4%
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104	832	21.2%

### 2. 待機児童数が100人以上増加した市区

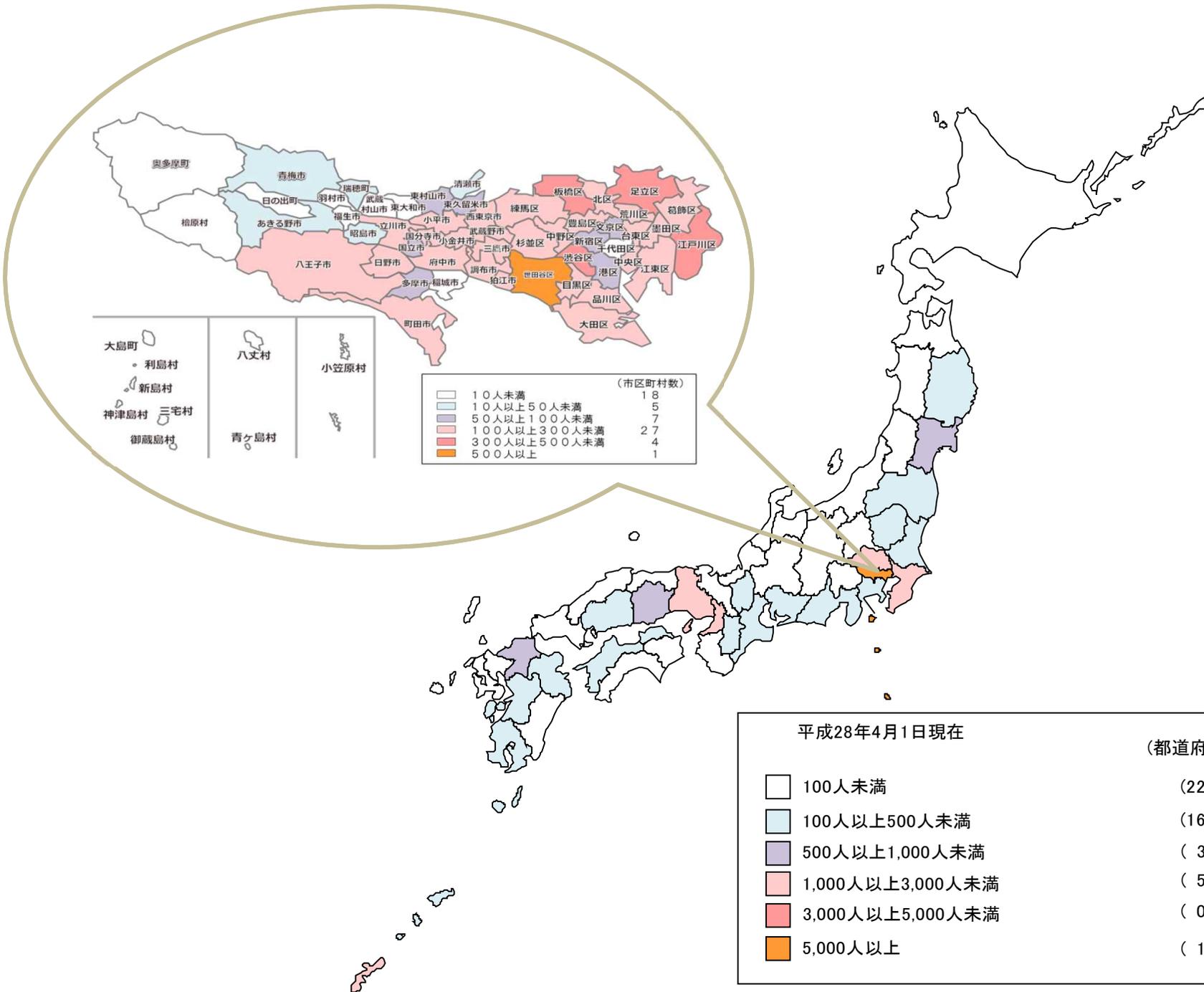
	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28. 4. 1	H27. 4. 1	増加数	対前年増加数	増加率
1	岡山県	岡山市	729	134	595	192	1.2%
2	香川県	高松市	321	129	192	35	0.4%
3	東京都	中央区	263	119	144	320	9.6%
4	千葉県	市川市	514	373	141	568	8.4%
5	大阪府	吹田市	230	90	140	259	4.8%
6	兵庫県	明石市	295	156	139	82	1.9%
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127	553	4.8%
8	東京都	荒川区	164	48	116	246	5.6%
9	東京都	江東区	277	167	110	668	6.7%
10	兵庫県	西宮市	183	76	107	115	1.8%

## ●待機児童数が200人以上の地方自治体

	都道府県	市区町村	H28. 4. 1 待機児童数	H27. 4. 1 待機児童数	前年比
1	東京都	世田谷区	1,198	1,182	16
2	岡山県	岡山市	729	134	595
3	沖縄県	那覇市	559	539	20
4	千葉県	市川市	514	373	141
5	東京都	江戸川区	397	347	50
6	東京都	板橋区	376	378	▲ 2
7	沖縄県	沖縄市	360	296	64
8	大分県	大分市	350	484	▲ 134
9	香川県	高松市	321	129	192
10	東京都	渋谷区	315	252	63
11	東京都	足立区	306	322	▲ 16
12	東京都	目黒区	299	294	5
13	東京都	府中市	296	352	▲ 56
14	兵庫県	明石市	295	156	139
15	東京都	調布市	289	296	▲ 7
16	東京都	江東区	277	167	110
17	大阪府	大阪市	273	217	56
18	東京都	三鷹市	264	209	55
19	東京都	中央区	263	119	144
20	東京都	中野区	257	172	85
21	東京都	台東区	240	170	70
22	東京都	北区	232	160	72
23	沖縄県	浦添市	231	157	74
24	大阪府	吹田市	230	90	140
25	東京都	大田区	229	154	75
26	大阪府	豊中市	217	253	▲ 36
27	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193
28	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206
29	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422

\* 定員数：『保育所等関連状況取りまとめ』における保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(参考) 各都道府県別の待機児童の状況 (平成28年4月1日現在)



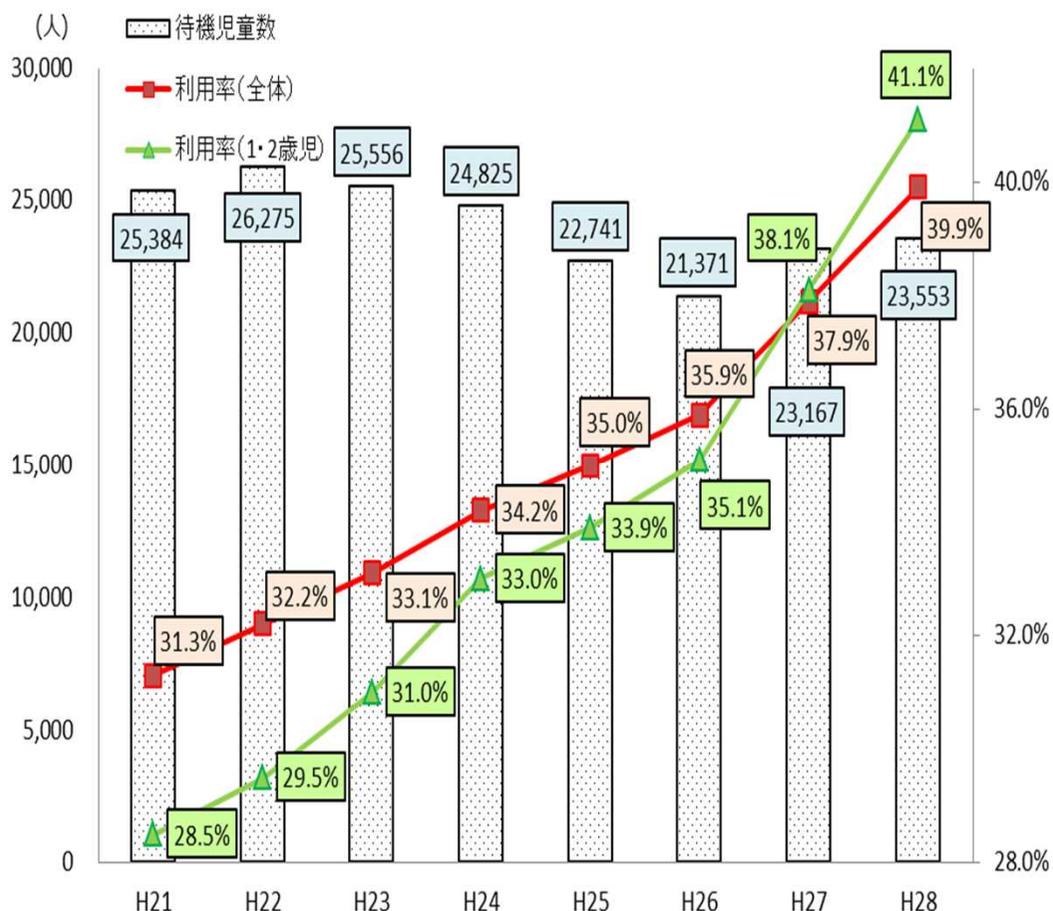
都道府県	待機児童数
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
茨城県	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県	1,026
千葉県	1,460
東京都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
沖縄県	2,536
計	23,553

注: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

# 待機児童の状況（年齢別）

- 待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇している。
- 特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にあり、平成28年4月1日の利用率は41.1%となっている。待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

●待機児童数及び保育利用率の推移



●年齢別待機児童数、利用児童数

	28年待機児童	28年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	20,446人 (86.8%)	975,056人 (39.7%)	3,006,100人
うち0歳児	3,688人 (15.7%)	137,107人 (5.6%)	967,100人
うち1・2歳児	16,758人 (71.1%)	837,949人 (34.1%)	2,039,000人
3歳以上児	3,107人 (13.2%)	1,483,551人 (60.3%)	3,156,200人
全年齢児計	23,553人 (100.0%)	2,458,607人 (100.0%)	6,162,300人

〈課題〉	0歳	1・2歳	3歳以降
市区町村の取組の底上げが必要	<b>待機児童対策の横展開</b> ・待機児童対策会議の開催 ・事例集の作成等、自治体ごとの <b>好事例の横展開</b> (新)		
	<b>0～5歳児の受け皿整備</b> ・認可保育園(分園を含む)、認定こども園、企業主導型保育の <b>整備促進</b> 28 29 ・認可外保育施設や地方単独保育施設の <b>認可化移行支援</b> 29		
保育の受け皿整備が必要	<b>0歳児への対応</b> ・0歳児期の育児休業終了後の「 <b>入園予約制</b> 」の導入支援 29 (新) ・保育サービスと接続のとれた <b>育休期間の延長</b> の検討 29 (新)		<b>3～5歳児の受け皿整備</b> 3歳児以降の継続的な保育サービス確保(「3歳の壁」打破)に向けて、 ・3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「 <b>サテライト型小規模保育事業所</b> 」の設置支援 29 ・ <b>幼稚園型の一時的預かり</b> 等の実施 29
	<b>0～2歳児の受け皿整備</b> 待機児童の7割以上を占める1・2歳児の受け皿確保に向けて、 ・小規模保育や家庭的保育(保育ママ)の整備 28 29 ・幼稚園の小規模保育事業所の設置及び認定こども園への移行支援 28 29		
	<b>土地等の確保の支援</b> ・賃料の高騰に対応した <b>賃借料への支援強化</b> 29 ・小学校の余裕教室、公有地、公民館、公園、郵便局等の活用 28 29 ・保育園等に土地を貸す際に <b>固定資産税の減免が可能</b> な旨の明確化 (新)		
土地が確保しにくい			
保育人材の確保が難しい 保育の質の確保が必要	<b>保育人材の確保・保育サービスの質の確保</b> ・ <b>ベースアップ</b> を中心とした賃金引き上げの推進 29 ・ <b>賃金台帳</b> のチェックの導入による賃上げ実施の推進 (新) ・ <b>ICT化</b> の推進による保育士の保育業務への専念化 29 ・保育補助者について、 <b>雇上げの支援</b> 及び <b>保育士資格取得</b> の推進 28 ・修学資金の貸付等による <b>新規人材</b> の確保・育成 ・ <b>潜在保育士</b> の再就職支援 28 ・ <b>保育指針</b> の改定 ・保育関連事業主の <b>雇用管理の改善</b> (魅力ある職場づくり) 28 29 ・非正規雇用の保育士の <b>キャリアアップ</b> の推進 28 29		
	<b>保護者や地域のニーズへの対応</b> ・保護者のニーズをかなえる「 <b>保育コンシェルジュ</b> 」の展開 29 ・保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「 <b>地域連携コーディネーター</b> 」の機能強化 29 ・利用調整に係る市区町村の <b>基準の公表</b> (新)		
地域住民の協力が必要			
多様な働き方への支援が必要	<b>多様な就労形態に応じた保育サービス</b> ・保育園等における延長保育、一時的預かり、病児保育など <b>多様な保育サービス</b> の推進 29		

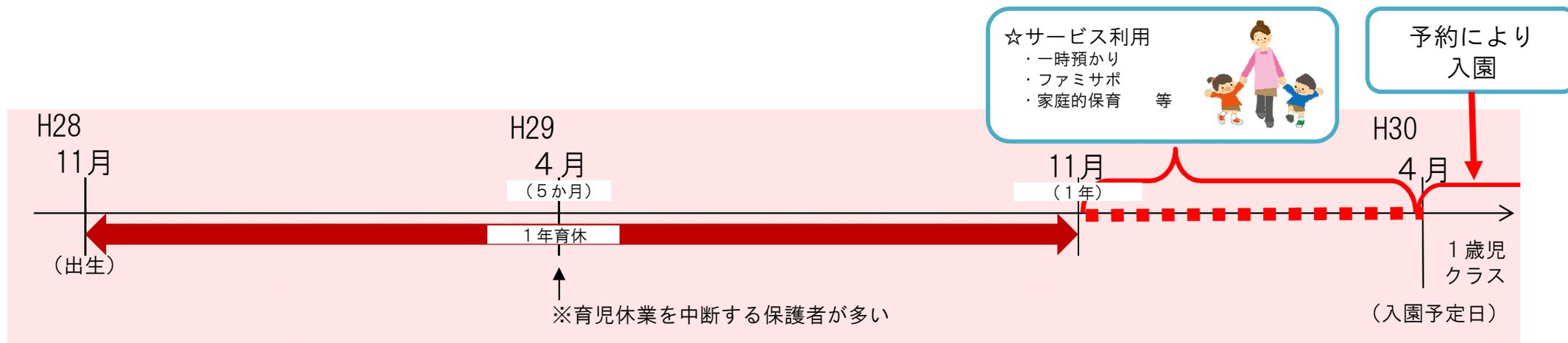
※ 28 は28年度補正予算案、29 は29年度本予算の概算要求、(新) は新規の予算非関連に係る事項

## 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援

○ 0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

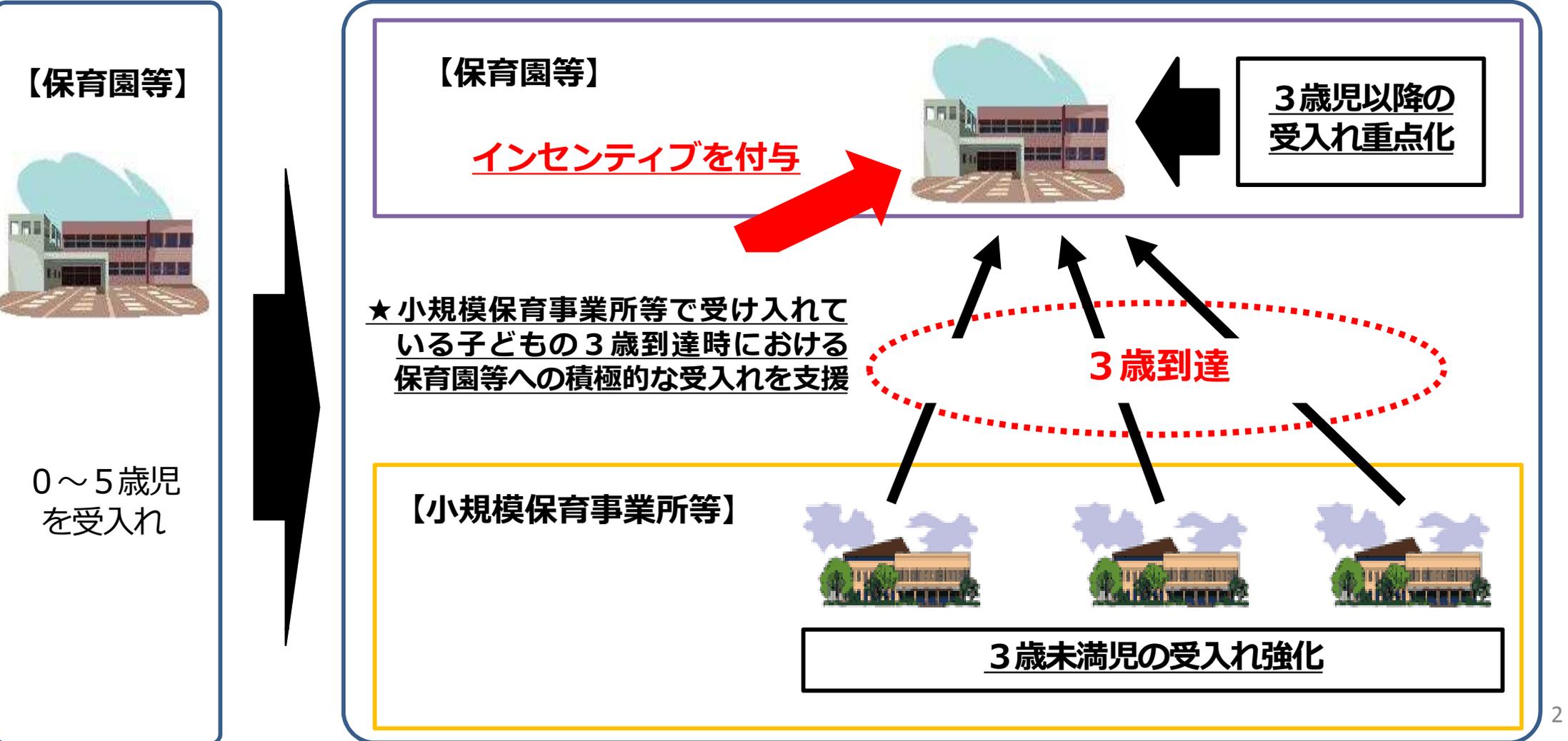
## 1. 育休明けから4月までの代替サービスの利用支援



## 2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

# 「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援

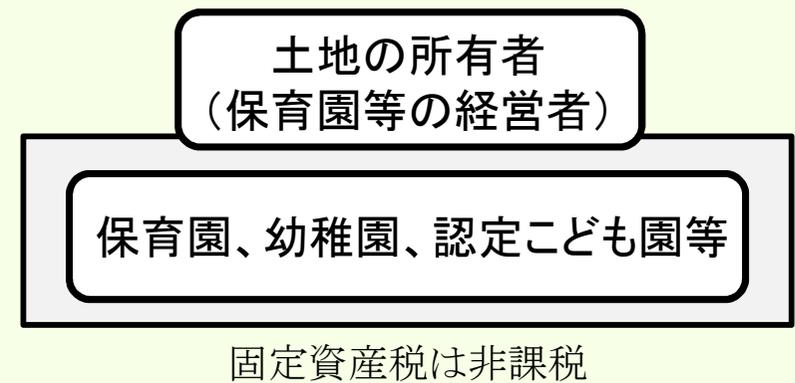
- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育園等にインセンティブを付与する。



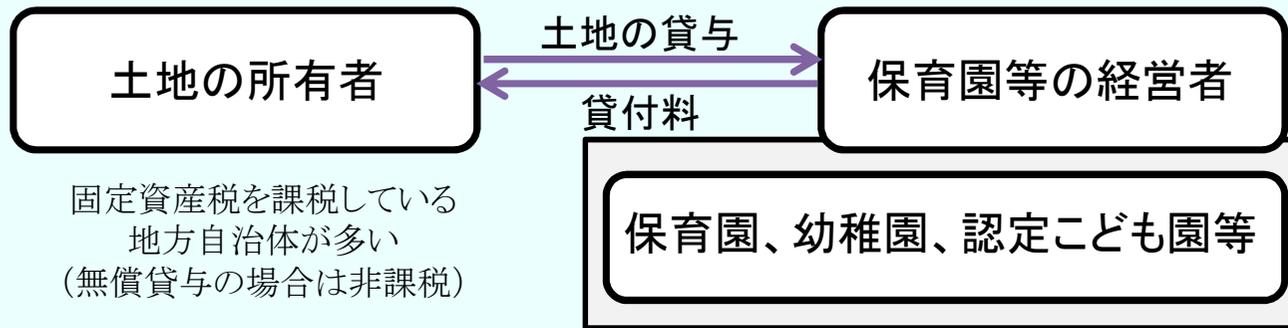
# 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。
- ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できるとされている。
- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。
- このような地方税法の規定の趣旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

## 土地の所有者＝保育園等の経営者の場合



## 土地の所有者≠保育園等の経営者の場合



保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体では、補助金等の様々な施策を検討

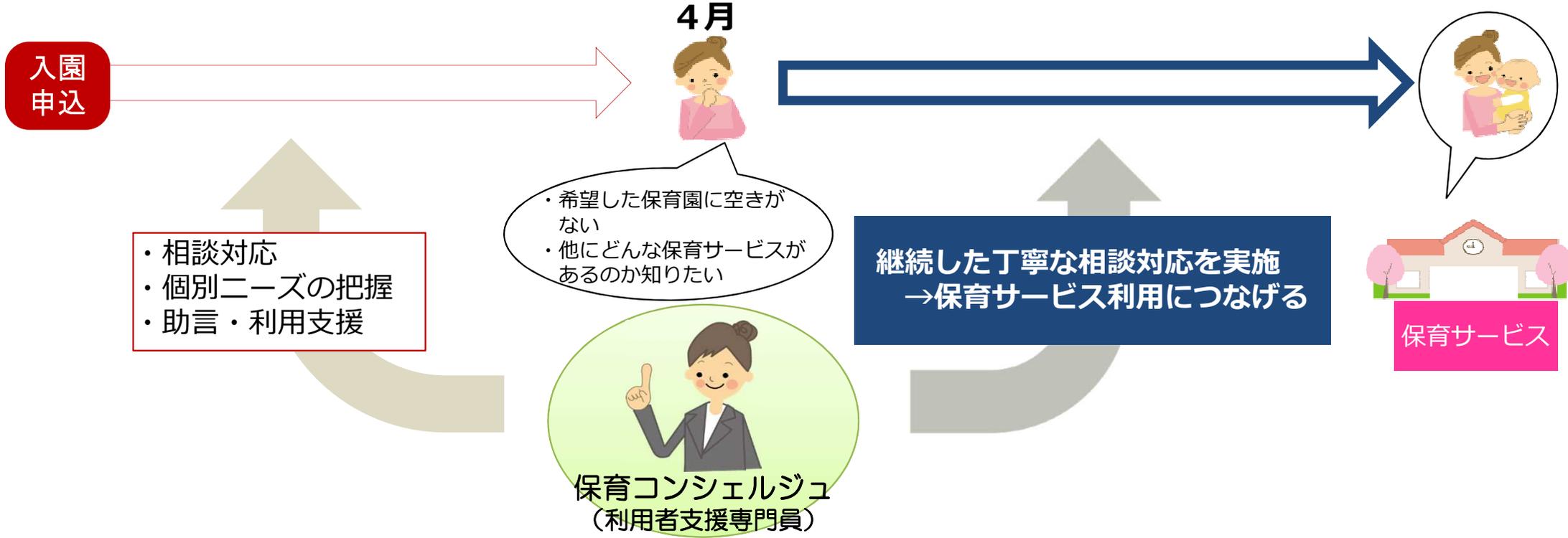
固定資産税の減免を検討することも可能な旨の明確化

- 現行の処遇改善等加算においては、事務連絡において「賃金改善の対象となる賃金項目としては、手当や一時金等ではなく、基本給となることが望ましい。」としている。
- このため、保育園等における保育士等の追加的な処遇改善の実施に伴い、処遇改善に係る加算について、基本給による賃金改善を推進する方策を講じる。
- また、保育士等への処遇改善について、指導監査において賃金台帳を確認し、適切に賃上げが行われるよう指導する仕組みを設ける。

# 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開

平成29年度概算要求事項  
要求額: 事項要求

- 保育コンシェルジュは、地域における保育園などの保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行っている。
- 4月1日までの保育園等の利用調整だけでなく、4月以降も継続した丁寧な相談対応等を行うことにより、保護者のニーズに即した多様なサービスにつなげる。

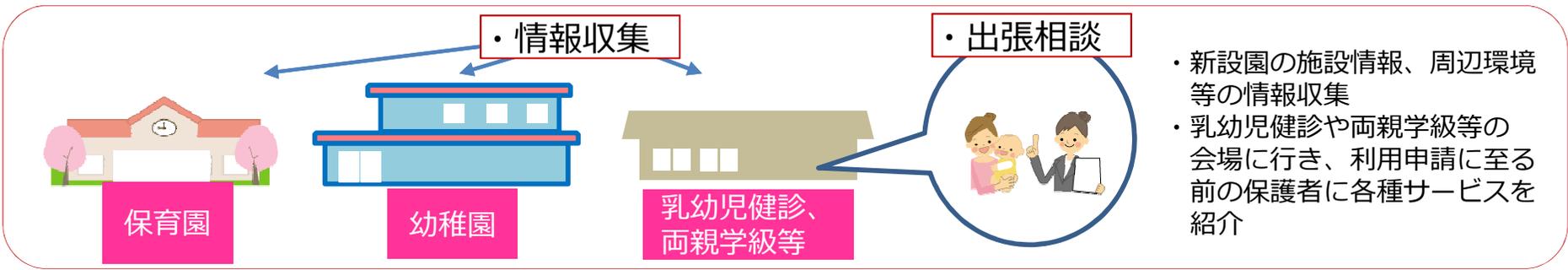


- ・相談対応
- ・個別ニーズの把握
- ・助言・利用支援

希望した保育園に空きがない  
他にどんな保育サービスがあるのか知りたい

継続した丁寧な相談対応を実施  
→保育サービス利用につなげる

保育コンシェルジュ  
(利用者支援専門員)



・情報収集

・出張相談

- ・新設園の施設情報、周辺環境等の情報収集
- ・乳幼児健診や両親学級等の会場に行き、利用申請に至る前の保護者に各種サービスを紹介

# 「地域連携コーディネーター」の機能強化

○ 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

